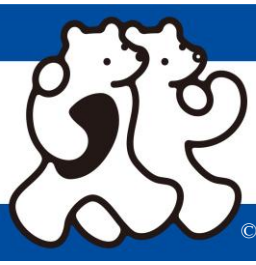
【日本語版】



外国籍の方のための納税ガイド



熊谷市に住む外国籍の方へ、
市税の納付方法について御案内します

©熊谷市

１．主な市税の種類

（１）**市民税・県民税**…毎年１月１日現在、日本国内に居住し、一定以上の所得がある方に対して課税されます。税額は、その方の前年の所得を基礎に算定されます。

（２）**固定資産税・都市計画税**…毎年１月１日現在、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

（３）**軽自動車税**…毎年４月１日現在、排気量が６６０cc 以下の車やバイクなどを所有している方に課税されます。

（４）**国民健康保険税**…勤務先の健康保険に加入していない方や自営業、アルバイト等の方は国民健康保険に加入し、保険料を「国民健康保険税」として納めます。

市民税・県民税



その年の**１月１日現在**の住所地で課税されます。

軽自動車税





その年の**４月１日現在**の所有者に課税されます。

２．納める時期

税目／納付月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
市民税・県民税（普通徴収）※			１期		２期		３期			４期		
固定資産税・都市計画税		１期		２期					３期		４期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	

※会社から給与を支給されている方は、会社が給与から市民税・県民税を天引きし、納付している場合もあります（特別徴収）。働いている会社が特別徴収をしているかどうか、必ず確認してください。

３．納める方法

納税方法		納税できる場所
直接現金で納める	市の窓口	熊谷市役所納税課／大里行政センター／妻沼行政センター／江南行政センター
	銀行等 	埼玉りそな銀行／りそな銀行／足利銀行／武蔵野銀行／第四北越銀行／東和銀行／埼玉縣信用金庫／中央労働金庫／熊谷商工信用組合／くまがや農業協同組合／地方税統一 QR コード対応金融機関
	郵便局等 ※納期限内のみ取り扱います。	ゆうちょ銀行・郵便局
	コンビニエンスストア ※金額・納付時期によっては利用できない場合もあります。	スリーエイト／生活彩家／セブン-イレブン／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ヤマザキデイリーストアー／ローソン／ＭＭＫ設置店

納税方法		納税できる場所
便利なサービスを利用して納める	口座振替	納期限ごとに、自動的に金融機関口座から引き落とされる制度です。納め忘れが防げて大変便利です。申込方法は、窓口へお問い合わせください。
	電子マネー	ＰａｙＰａｙ／ａｕＰＡＹ／ｄ払い／ ＦａｍｉＰａｙ／楽天ペイ／ＡＥＯＮＰａｙ
	モバイルレジ 楽天銀行 ＰａｙＢ	専用アプリからお支払いいただけます。 ※モバイルレジは、ネットバンキングへの登録が必要です。
	クレジットカード 口座振替（ダイレクト方式） インターネットバンキング Ｐａｙ-ｅａｓｙ（ペイジー）	スマートフォンやパソコンを使って、「eL お支払サイト」から 納付ができます。 ※クレジットカードのシステム利用料は、利用者様の負担となります。

４．納税に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．日本人でなくても税金を納めなくてはならないのですか？

⇒　はい。日本に住む人は、国籍に関係なく全ての人が税金を納めなければなりません。
納めていただいた税金は、教育、土木、福祉、医療等さまざまな分野の事業を進めるための財源となっています。

Ｑ２．納期限までに税金を納めないと、どうなりますか？

⇒　納期限の翌日から、納付日までの日数に応じて延滞金が計算され、本税と一緒に納付しなければなりません。つまり、納期限内に納めた場合よりも多い金額を支払うことになります。
納めないままでいると督促状が届き、財産の差押え等の滞納処分を受けることになります。
財産の差押えとは、預貯金や生命保険等の債権を取り立てて、税金に充当することです。

Ｑ３．納税通知書が届きましたが、生活が苦しく、すぐに納めることが困難です。

⇒　そのままにせず、速やかに窓口へ御相談ください。



Ｑ４．納付書を失くしてしまったが、どうすればよいですか？

⇒　納付書を失くした場合は、再発行が必要です。納税課に連絡してください。

Ｑ５．納税証明書や所得証明書がほしいのですが、どうすればよいですか？

⇒　窓口もしくは郵送で申請することができます。申請書に記入し、必要な書類を添付して申請してください。詳細は、窓口へお問い合わせください。

Ｑ６．もうすぐ帰国する予定ですが、税金はどのようにすればよいですか？

⇒　帰国前に税金を全額納めるか、代わりに納めてくれる方（＝納税管理人）を決めて、窓口に届け出てください。詳細は、窓口へお問い合わせください。

５．お問い合わせ先【日本語のみ】

市税の納付、納税証明書について（納税課）	TEL048-524-1111（内線 257・420）
個人住民税・軽自動車税の賦課について 所得・課税（非課税）証明書について（市民税課）	TEL048-524-1111（内線 245・246）
固定資産税・都市計画税の賦課について（資産税課）	TEL048-524-1111（内線 250・252）
国民健康保険税の賦課について（保険年金課）	TEL048-524-1111（内線 248・379）